

加 監 公 表 第 1 0 号

平 成 2 7 年 9 月 3 日

加古川市監査委員	中西 一人
加古川市監査委員	大塚 隆史
加古川市監査委員	小林 直樹
加古川市監査委員	玉川 英樹

監 査 公 表

地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された加古川市職員措置請求（平成27年8月4日付受理）について、同条第4項の規定により監査を実施した結果を次のとおり公表します。

1 請求の受理

加古川市職員措置請求（以下「本請求」という。）について、平成27年8月10日に監査委員において協議し、平成27年8月4日付けでこれを受理することに決定した。

2 請求の要旨

本請求の要旨は次のとおりである。

平成27年3月26日付けで土木総務課長が市長名で出した道路占用許可書に係る行政処分（以下「本件許可処分」という。）は、土木総務課長としての裁量を逸脱する不当かつ違法な処分であるからその撤回を求める。その上で、市道（里道）に張り出している建物の一部を所有者に対して撤去を求めるべきである。所有者が撤去に応じないのであれば行政代執行法によってでも強制撤去すべきである。

この事によって市道（里道）の利用者の安全が確保され、市有地の適正な管理がなされる事になると考える。

なお、陳述において、次のような要旨の補足があった。

違法建築物に対して占用許可を行ったことや、加古川市法定外道路管理要綱（以下「要綱」という。）の規定に反して占用許可を行ったことは違法かつ不当である。

また、老朽化している建物についての安全性の確認を行わずに占用許可をし、その上で、仮に老朽化した建物の損壊により他人に損害が発生した場合は、市の過失責任が問われ、それに伴う支出が市にとって損害となることから、本件許可処分は違法かつ不当である。

3 監査の実施

加古川市職員措置請求書及び提出された事実を証する書面（平成27年8月18日に提出された書面を含む。）並びに同日に行った請求人の陳述及び関係する建設部土木総務課職員の関係人事情聴取を基に検討し、監査を行った。

4 監査を実施した監査委員

加古川市監査委員 中 西 一 人
加古川市監査委員 大 塚 隆 史
加古川市監査委員 小 林 直 樹
加古川市監査委員 玉 川 英 樹

5 監査の結果

(結 論)

請求人の主張について内容を審査した結果、本請求が財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計上の行為等」という。）に係るものであるとはいえず、地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項で規定する請求（以下「住民監査請求」という。）には該当しないものと判断し、これを却下する。

その理由は次のとおりである。

(理 由)

請求人が提出した事実証明書及び陳述の内容並びに関係人である土木総務課職員の事情聴取によると、平成26年9月16日付けで法定外道路（加古川市〇〇〇町〇〇〇〇〇番〇地先）上にある電線等（4本／5.2m）及び通路（0.75㎡）について占用許可が出され、平成27年3月26日付けで電線等（6本／1.8m）及び雨よけ（1.00㎡）について変更許可が出されている。

請求人は、土木総務課長が、平成27年3月26日付けで市長名で行った本件許可処分について、違法建築物に対し行っていることや、要綱の規定に反して行っていることから、土木総務課長としての裁量を逸脱した違法かつ不当な処分であるとし、その処分の撤回を求めた上で、市道（里道）に張り出した部分について、所有者に対して撤去を求め、法定外道路の安全性の確保及び適正な管理を図るよう主張している。さらに、占用許可物件に係る建物についての安全性の確認を行わずに占用許可をし、仮に当該建物の損壊により他人に損害が発生した場合は、市の過失責任が問われ、それに伴う支出が市にとって損害となることから、本件許可処分が違法かつ不当な処分であると主張している。

そこで、請求人が撤回を求めている本件許可処分が、住民監査請求の対象となる事項か否かを検討する。

住民監査請求の対象となる事項は、法第242条第1項において「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。

また、住民監査請求を前置要件とする住民訴訟について、「法242条の2に定める住民訴訟は、地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とし、その対象とされる事項は法242条1項に定める事項、すなわち公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実に限られるのであり、右事項はいずれも財務会計上の行為又は事実としての性質を有するものである。」（最高裁平成2年4月12日判決）とされていることから、住民監査請求の対象も財務会計上の行為等に限られると解される。

よって、本請求が適法であるといえるためには、市が行った本件許可処分が財務会計上の行為等に当たる場合でなければならない。

次に、財務会計上の行為等であるか否かについては、「ある行為又は事実が財務会計上の行為又は事実と該当するか否かは、その行為等の結果として地方公共団体に財産的損害を与えるかどうかによってではなく、当該行為又は事実自体を観察し、その性質いかんによって判断すべきものというべきであり、当該行為又は事実がその性質上専ら財務的処理を目的とするものであつてはじめて財務会計上のものといふことができる」と解するのが相当である。なお、この場合において、当該行為又は事実が専ら財務的処理を目的とするというのは、当該行為又は事実が専ら一定の財産の財産的価値に着目し、そ

の維持、保全、実現等を図ることを目的とするということであると解すべきであり」(東京地裁平成元年10月26日判決)とされている。

したがって、本件許可処分が財務会計上の行為等に当たるというためには、本件許可処分が、本件法定外道路の財産的価値に着目し、その維持、保全、実現等を図る財務的処理を目的とする場合でなければならない。

そこで、本件許可処分が財務会計上の行為等であるか否かについてみると、本件許可処分は、当該許可をした部分に係る法定外道路としての通行の安全性の確保を図るという、一定の行政目的を実現するために支障のない状態に維持する管理、すなわち公物管理の側面から行われたものであると考えられることから、本件法定外道路の財産的価値に着目し、その維持、保全、実現等を図るための財産管理の側面から行われたものではなく、財務会計上の行為等に当たるとはいえない。

また、仮に占有許可物件に係る建物の損壊により他人に損害が発生した場合に、市の過失責任が問われ、それに伴う支出が市にとって損害となることから、本件許可処分が違法かつ不当な処分であるとする主張については、本件許可処分を行うに当たって担当者が現地を確認し、かつ、本件法定外道路の安全性を確保するよう許可に条件を付していることから、請求人が主張する損害の発生が、現時点において相当の確実さをもって予測されるとは言い難い。このことは、判例において「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合」とは、当該行為がされるおそれが存する場合において、単にその可能性が漠然と存在するというだけでなく、その可能性、危険性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えている場合を指すと解するのが相当である。」(大阪地裁平成23年1月14日判決)とされていることからいえることである。

したがって、請求人の主張に基づく本請求について、結論のとおり判断した。

6 監査委員の意見

本請求に対する監査結果は、上述のとおりであるが、以下の点について意見を述べる。

本件許可処分に当たって、要綱第5条に規定する許可申請書(様式第1号)及び許可書(様式第2号)の様式が使用されておらず、また、同条に規定する添付書類につい

て、添付が省略されているものや規定されている添付書類とはいえないものが見受けられた。

市が行う法定外道路に係る事務において、必要な事項を定める要綱に基づかず、実際の事務に合わせた処理をすることは、市民の信頼を損なうことにつながるものであるから、要綱の遵守を徹底するとともに、事務のあり方について早急に改められたい。

また、市の財産である法定外道路については、請求人が主張するように、公物管理の側面からその安全性を確保することは市としての責務であるため、今後も引き続き、法定外道路の適正な管理に努められたい。